

就学援助費 入学準備金のご案内

坂井市教育委員会

坂井市教育委員会では、令和4年度就学援助費の受給認定を受けている小学校6年生の保護者の方を対象に、就学援助費の新入学学用品費等（制服等入学に必要なものを購入する費用）を、入学前（2月）に入学準備金として援助します。

1 支給額・支給日

★支給額・・・60,000円

★支給日・・・令和5年2月21日（火）（予定）

★支給方法・・・令和4年度就学援助費支給口座として登録されている保護者様の口座にお振込みさせていただきます。

2 対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ① 令和5年2月1日現在坂井市に住民登録がある方で、入学前に坂井市を転出する予定がない方
- ② 令和5年4月に中学校に入学予定の方
- ③ 令和5年2月1日現在「令和4年度就学援助制度」の認定を受けている方

3 注意事項

- ・今回の入学準備金の支給を受けた場合でも、「令和5年度就学援助費」の受給を希望される場合には、入学後に別途申請していただく必要があります。
- ・今回の入学準備金の支給を受けた方は、令和5年度就学援助制度の「新入学学用品費」は支給対象となりません。
- ・入学準備金の支給を受けた後、市外へ転出された場合は、転出自治体へ坂井市で入学準備金の支給を行った旨を通知させていただきます。
- ・新入学に伴って必要となる学用品費（入学準備金）以外の学校給食費などの援助については、令和5年度の基準で審査を行います。入学準備金の支給を受けられた方でも審査結果が異なることがありますのでご了承ください。